

(事務局—諮問第1号について説明)

(質疑等の要旨)

委員： 縦覧結果の報告の中で、市の考え方として、上から五行目に、「園田西武庫線を整備することにより、地域交通の円滑化や交通渋滞の解消、防災面での更なる機能向上が図られることから今後も引き続き、兵庫県とともに取り組んで参ります」と書かれています。昨年度のパブコメ説明会のとき、住民の方々から、豊中方面に向かうブックオフの交差点のところで今でも交通渋滞しており、この橋が完成した場合はもっとひどくなるのではないかという意見に対して、県と市の回答はシミュレーションを行ない説明会も実施するというものでありましたが、間違いはないでしょうか。

事務局： 説明会では、そのような質問がありました。県は、詳細について検討しておりますが、夏ごろに地元説明会を予定しております。

委員： 私は藻川の西側に住んでいます。私は、東側と西側では温度差があると感じています。橋がかかれば東も西も影響があるので、本当の意味で住民の合意が取れているのか疑問があります。交通渋滞の解消と書かれているが、事業をするに当たっては県が地元の説明するのが筋ではないでしょうか。前回の都市計画審議会のときに他の委員から「昭和58年に計画決定され、この間、長期にわたり事業化されなかったのはなぜか」という質問がありました。これに対して市は、平成30年に完成予定であるという前段があり、全ての未整備箇所を一斉に整備することは出来ないの、該当箇所は、御園工区に併せて同時期に事業を完成させていきたいと言われています。予算が何年も執行されない時期があり、去年から少しずつ事業が進捗しているが、御園工区と橋を同時期に完成させていくということが、どういうことかわかり難いので教えてください。

事務局： 園田西武庫線は、2工区が事業中であります。県は福知山線の立体交差として御園工区と藻川工区を同時期に完成させたいと考えております。現在、都市計画道路は約44箇所の未整備箇所があり、全てが完成しているわけではありませんが、これまでに区画整理や街路事業などで何十年もかけて実施してきたものです。ようやく、本市北部の幹線道路として、園田西武庫線に着手することが出来ました。御園工区については、現地の大規模な工場との交渉が難航していましたが、一昨年に契約を締結し約96%の用地を取得しております。御園工区は平成30年度、藻川工区は平成28年度を目標に進めております。橋梁部に3年を要し、取り付け部を含め平成28年には完成予定です。できるだけ早期に完成させたいと考えております。

委員： 御園工区は平成30年、藻川工区は平成28年度完成ということですが、東園田の住民からは、さまざまな意見や心配事があると聞いています。その地域の用地買収は済んでいるのでしょうか。

事務局： 藻川工区の西側用地は、土地区画整理事業により用地取得は完了しています。現在、側道整備は出来ており、工事ヤードを確保しているのでいつでも橋梁工事に入れる状況です。東園田町側は、これから用地買収を実施する予定であり、現況 15m に対し計画 19m なので、およそ 2 m ずつ両側を拡幅いたします。

委員： 西の方はすでに出来ているが、東の方はまだ 2 m と 2 m の合計 4 m を広げるために用地買収をしないといけないということですが、それが今どこまで進んでいるのでしょうか。

事務局： 用地買収は事業認可以降でこれからです。予算上は、測量など物件調査を行っていきます。

委員： 説明では、園田西武庫線の御園工区は三菱電機の交渉に時間を要しなかなか進まなかったが、約 96% の用地買収が出来た。東園田はこれからだということですが、用地買収が進むかよくわからないのに、完成は平成 28 年というのはどういうことなのか。市民感覚としてよくわからないので説明してください。

事務局： 当該事業については街路事業であり、土地収用法の適用される事業であります。用地買収は 3 年程度を予定しており、事業としては 2m ずつ軒先を買収していくことになります。また建屋自身の移転がほとんどないのでスムーズに進むのではないかと考えております。基本は任意交渉で進めて参りますが最終的には行政が土地を取得できる事業であります。

委員： 任意事業だが、最終的にはダメというリミットが来るということもありますか。

事務局： 合意が得られなければ、第三者機関である土地収用委員会の判断となります。

委員： 意見書の中で、「これ以上の橋脚を立てることは、堤防決壊の恐れがある」と書かれているが、市の見解はどうですか。

事務局： 河川管理者である、国土交通省の猪名川河川事務所との協議は済んでおり、安全性については問題ないと聞いております。

委員： これは本当に急ぐ事業なのかということも含めて、これまで市議会で取り上げてきました。最終的には土地収用法に基づいて行われるということですが、変更するに当たり、県が説明会を開催すると約束したことがされないままに決定しようとしており、当該議案には反対する旨、意見を言わせていただきます。

諮問第 1 号（賛成 13、反対 1 賛成多数で、原案どおり可決）